

事 務 連 絡  
令和3年4月16日

一般社団法人日本建設業連合会 本部・関東支部 御中

東京都総務局総合防災部防災管理課  
(危機管理調整担当)

「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置について」の送付  
につきまして（再送付）

4月13日付で、3総防管第222号に係る書類一式を郵送にてお送りさせていただきましたが、当方の誤りで、一部資料の送付が漏れてしておりました。大変申し訳ございません。

改めて書類一式を送付いたしますので、大変お手数ですが、差替えていただきまして、古いものは破棄いただくようお願い申し上げます。

東京都総務局総合防災部防災管理課（危機管理調整担当）三田

電話 03-5320-7071（直通）

E-mail Takurou\_Mita@member.metro.tokyo.jp

3 総防管第 222 号  
令和 3 年 4 月 13 日

一般社団法人日本建設業連合会 本部・関東支部 御中

東京都知事  
小池百合子  
(公印省略)

### 新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置について

日頃より、東京都の施策の推進に御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

令和 3 年 4 月 9 日付けの内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室による事務連絡「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示等について」において、感染状況や医療提供体制等に関する分析・評価の結果、4 月 12 日以降については、新型インフルエンザ等特別措置法（以下「法」という。）第 31 条の 4 第 3 項に基づき、まん延防止等重点措置を実施すべき区域に東京都を加える変更を行うとともに、東京都におけるまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和 3 年 4 月 12 日から令和 3 年 5 月 11 日までの 30 日間とする旨の公示が行われました。（資料 1）

これを受け、都は、4 月 9 日、国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を踏まえ、感染の拡大を防ぐため、4 月 12 日から 5 月 11 日まで、「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置」を実施することといたしました。（資料 2）

その概要は、都民の皆様に対しては、外出の自粛（営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしないこと等）、事業者の皆様に対しては、イベントの開催制限（人数上限、収容率、飲食を伴わないこと等の規模要件等に沿った開催）、飲食店等に対する営業時間の短縮（営業時間は 5 時から 20 時まで。ただし、酒類の提供は 11 時から 19 時まで等）、業種別ガイドラインの遵守等を行い、また、法には基づきませんが、同様の内容について、各種施設に対して引き続き、御協力をお願いするものです。

また、令和 3 年 4 月 9 日付けの内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室による事務連絡において、まん延防止等重点措置の公示に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等にかかる留意事項等について通知されましたので、お知らせいたします。（資料 3）

なお、5 月 12 日以降の取扱いについては、改めて東京都新型コロナウイルス感染症対策本部における決定後、別途お知らせいたします。

皆様におかれましては、すでに感染拡大防止のための取組を推進していただいているところでございますが、より一層の御協力を賜りますとともに、関係者の皆様への周知等に

つきまして、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

なお、都は、都の緊急事態措置等に対しての都民の問合せに対応するコールセンター「東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター（電話：03-5388-0567）」を設置しております。合わせまして、関係者の皆様に周知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

#### 【送付資料】

資料１・・・令和３年４月９日付け事務連絡

「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示等について」

資料２・・・令和３年４月９日「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置」

資料３・・・令和３年４月９日付け事務連絡

「３都府県におけるまん延防止等重点措置の公示に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」

チラシ・・・「まん延防止等重点措置区域内の飲食店等の皆様へ」

#### 【参考資料】

資料１（別紙１）・・・新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示

[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel\\_coronavirus/th\\_siryou/sidai\\_r030409.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/sidai_r030409.pdf)

(30頁 資料２)

資料１（別紙２）・・・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針  
(令和３年４月９日変更)

[https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon\\_h\\_20210409.pdf](https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_20210409.pdf)

各都道府県

新型コロナウイルス感染症対策担当部局 宛

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の  
全部を変更する公示等について

新型コロナウイルス感染症対策に関して、本日、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、4月12日以降については、新型インフルエンザ等特別措置法第31条の4第3項に基づき、まん延防止等重点措置を実施すべき区域に東京都、京都府及び沖縄県を加える変更を行うとともに、東京都におけるまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年4月12日から令和3年5月11日までの30日間とし、京都府及び沖縄県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年4月12日から令和3年5月5日までの24日間とする旨の公示が行われました。

また、同日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）が変更されましたので、別紙1及び2のとおりお知らせします。

各都道府県におかれましては、基本的対処方針に基づき新型コロナウイルス感染症対策を着実に実施していただくとともに、管内市町村及び指定地方公共機関への周知を図る等の対応をお願いします。

(別紙1) 新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示

(別紙2) 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針  
令和2年3月28日(令和3年4月9日変更)

(連絡先)

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室  
企画第2担当 高橋・高橋・名取・廣瀬・山野・鈴木・矢部  
直通 03(6257)3086  
e-mail g.sinngatainnfuru.taisaku001@cas.go.jp

資料2

# 新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置

---

令和3年4月9日

東京都

# 1. 新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置

## (1) 区域

23区、八王子市、立川市、武蔵野市、府中市、調布市及び町田市

## (2) 期間

令和3年4月12日（月曜日）0時から5月11日（火曜日）24時まで

## (3) 実施内容の概要

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、人流の抑制を最優先に、以下の要請を実施

### ①都民向け【都内全域】

- ・ 営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店にみだりに入入りしないこと
- ・ 日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛 等

### ②事業者向け

- ・ 営業時間の短縮
- ・ 催物（イベント等）の開催制限 等

※上記対象区域以外の地域についても、協力依頼を実施

## 2. 都民向けの要請

- 都県境を越えた不要不急の外出・移動の自粛。特に、変異株により感染が拡大している大都市圏との往来の自粛（新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法第24条第9項）
- 日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛（法第24条第9項）  
医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除き、原則として外出しないこと等を要請
- 混雑している場所や時間を避けて行動すること（法第24条第9項）
- 措置区域において、営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしないこと（法第31条の6第2項）
- 会食において会話をする際のマスク着用の徹底（法第24条第9項）

### 3. 事業者向けの要請等

#### (1) 飲食店等の使用制限 (措置区域)

施設の種類	施設	内容
飲食店	飲食店 (居酒屋を含む。)、喫茶店等 (宅配・テイクアウトサービスは除く。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 営業時間の短縮を要請 (法第31条の6 第1項)               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 営業時間は5時から20時まで</li> <li>・ ただし、酒類の提供は11時から19時まで</li> </ul> </li> <li>● 特措法施行令第5条の5に規定される各措置を要請 (法第31条の6 第1項)               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 従業員に対する検査の勧奨</li> <li>・ 入場をする者の整理等</li> <li>・ 発熱等の症状のある者の入場の禁止</li> <li>・ 手指の消毒設備の設置</li> <li>・ 事業を行う場所の消毒</li> <li>・ 入場をする者に対するマスクの着用の周知</li> <li>・ 感染防止措置を実施しない者の入場の禁止</li> <li>・ 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 (施設の換気、アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等)</li> </ul> </li> <li>● 業種別ガイドラインの遵守を要請 (法第24条第9項)</li> <li>● カラオケ設備の利用自粛を要請 (法第24条第9項) (飲食を主として業とする店舗で、カラオケ設備を提供している場合)</li> </ul>
遊興施設等	バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗	

### 3. 事業者向けの要請等

#### (2) その他の施設への対応（措置区域）

施設の種類	内容
<p>遊興施設（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗等を除く。）、物品販売業を営む店舗（1,000㎡超）（生活必需物資を除く。）、サービス業を営む店舗（1,000㎡超）（生活必需サービスを除く。）</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 営業時間短縮の協力依頼<ul style="list-style-type: none"><li>・ 営業時間は5時から20時まで</li><li>・ ただし、酒類の提供は11時から19時まで</li></ul></li><li>● 入場整理等の協力依頼</li><li>● <b>業種別ガイドラインの遵守を要請（法第24条第9項）</b></li></ul>
<p>運動施設、遊技場、劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場、公会堂、展示場、博物館、美術館、図書館、ホテル又は旅館（集会の用に供するものに限る。）</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 営業時間短縮の協力依頼<ul style="list-style-type: none"><li>・ 営業時間は5時から20時まで</li><li>・ ただし、酒類の提供は11時から19時まで</li></ul></li><li>● 規模要件等（人数上限・収容率、飲食を伴わないこと等）に沿った催物開催の協力依頼（「3.（5）イベントの開催制限」参照）</li><li>● 入場をする者の整理等の協力依頼</li><li>● <b>業種別ガイドラインの遵守を要請（法第24条第9項）</b></li></ul>

### 3. 事業者向けの要請等

#### (3) 飲食店等の使用制限 (措置区域以外)

施設の種類	施設	内容
飲食店	飲食店 (居酒屋を含む。)、喫茶店等 (宅配・テイクアウトサービスは除く。)	<p>● 営業時間の短縮を要請 (法第24条第9項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 営業時間は5時から21時まで</li> <li>・ ただし、酒類の提供は11時から20時まで</li> </ul> <p>● 特措法施行令第5条の5に規定される各措置を要請 (法第24条第9項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 従業員に対する検査の勧奨</li> <li>・ 入場をする者の整理等</li> <li>・ 発熱等の症状のある者の入場の禁止</li> <li>・ 手指の消毒設備の設置</li> <li>・ 事業を行う場所の消毒</li> <li>・ 入場をする者に対するマスクの着用の周知</li> <li>・ 感染防止措置を実施しない者の入場の禁止</li> <li>・ 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 (施設の換気、アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等)</li> </ul>
遊興施設等	バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗	<p>● 業種別ガイドラインの遵守を要請 (法第24条第9項)</p> <p>● カラオケ設備の利用自粛を要請 (法第24条第9項)</p> <p>(飲食を主として業とする店舗で、カラオケ設備を提供している場合)</p>

### 3. 事業者向けの要請等

#### (4) その他の施設への対応（措置区域以外）

施設の種類	内容
<p>遊興施設（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗等を除く。）、物品販売業を営む店舗（1,000㎡超）（生活必需物資を除く。）、サービス業を営む店舗（1,000㎡超）（生活必需サービスを除く。）</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 営業時間短縮の協力依頼</li><li>・ 営業時間は5時から21時まで</li><li>・ ただし、酒類の提供は11時から20時まで</li><li>● 入場整理等の協力依頼</li><li>● <b>業種別ガイドラインの遵守を要請（法第24条第9項）</b></li></ul>
<p>運動施設、遊技場、劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場、公会堂、展示場、博物館、美術館、図書館、ホテル又は旅館（集会の用に供するものに限る。）</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 営業時間短縮の協力依頼</li><li>・ 営業時間は5時から21時まで</li><li>・ ただし、酒類の提供は11時から20時まで</li><li>● 規模要件等（人数上限・収容率、飲食を伴わないこと等）に沿ったイベント開催の協力依頼（「3.（5）イベントの開催制限」参照）</li><li>● 入場をする者の整理等の協力依頼</li><li>● <b>業種別ガイドラインの遵守を要請（法第24条第9項）</b></li></ul>

### 3. 事業者向けの要請等

#### (5) イベントの開催制限

- イベント主催者等に対して、規模要件等（人数上限・収容率、飲食を伴わないこと等）に沿ったイベントの開催を要請（法第24条第9項）

	施設の収容定員		
	5,000人以下	5000人超～10,000人	10,000人超
大声なし	収容定員まで可		5,000人まで可
大声あり		収容定員の半分まで可	5,000人まで可

〈大声なし〉クラシック音楽、演劇等

〈大声あり〉ロックコンサート、スポーツイベント等

- 営業時間短縮の協力依頼

#### 【措置区域】

営業時間は5時から20時まで。ただし、酒類の提供は11時から19時まで

#### 【措置区域以外】

営業時間は5時から21時まで。ただし、酒類の提供は11時から20時まで

- 業種別ガイドラインの遵守を要請（法第24条第9項）

重点措置区域である都府県等においては、催物の開催制限の目安、施設の使用制限等の留意事項に基づき、適正な運用を実施されたい。

事務連絡  
令和3年4月9日

各都道府県知事 殿

各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

3都府県におけるまん延防止等重点措置の公示に伴う  
催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について

今般、東京都、京都府及び沖縄県（以下「3都府県」という。）を対象に、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第31条の4第1項に基づくまん延防止等重点措置を実施するため、基本的対処方針を改定したところ、都道府県対策本部において法に基づく適正な運用がなされるよう、令和3年4月1日付け事務連絡に加え、下記のとおり、3都府県における催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等を示す。感染状況に応じたイベント開催制限等の概要は別紙1、イベント開催時の必要な感染防止策は別紙2のとおり。

なお、感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、通知内容を見直す場合がある。また、まん延防止等重点措置終了後の取扱いについては、別途通知する。

記

1. 3都府県における催物の開催制限

(1) 催物の開催制限の目安等

- ・ 5,000人を上限とすること。
- ・ 上記人数要件に加え、収容率の目安として、令和2年11月12日付け事務連絡1.(1)②のとおり取り扱うこと。なお、大声での歓声、声援等が想定される催物については、異なるグループ又は個人間では座席を一席は空けることとしつつ、同一グループ（5名以内に限り。）内では座席等の間隔を設ける必要はないこ

と。すなわち、参加人数は、収容定員の50%を超えることもありうる。具体的には、3都府県が個別イベントの態様に応じて判断すること。

- ・また、地域の行事、全国的・広域的なお祭り、野外フェス等については、令和2年11月12日付け事務連絡1.(2)のとおり取り扱うこと。

## (2) 留意事項

### ① 営業時間短縮等の働きかけ

3都府県においては、営業時間の目安について、地域の感染状況、施設の要請・働きかけ等を踏まえ、各知事が適切に判断すること。

### ② 4月12日から新たに重点措置区域となる都府県に係る本目安の取扱い

上記の(1)及び(2)①について、以下のとおり取り扱うこと。

- ・本目安は、本事務連絡が発出された日から最大4日間(4月10日～13日)の周知期間を経て、その翌日(遅くとも4月14日)から適用すること。具体的には、チケット販売時期等に応じ、次のとおりとすること。

#### (I) 周知期間終了時点(遅くとも4月13日)までにチケット販売が開始された催物(優先販売など、名前の如何に関わらず、何らかの形で販売が開始されているもの)

周知期間終了までに販売されるチケットは、従来、3都府県が適用していた目安を超えない限りにおいて、上記(1)及び(2)①は適用せず、キャンセル不要と扱うこと。ただし、周知期間終了後(本目安が適用された日)から、本目安を超過するチケットの新規販売を停止すること。

#### (II) 上記周知期間終了後に販売開始されるもの

上記(1)及び(2)①によること。

### ③ 年度初めに向けて行われる行事について

令和3年2月26日付け事務連絡1.(2)④のとおり取り扱うこと。

### ④ 人数上限及び収容率要件の解釈について

上記の人数や収容率の要件の解釈については、令和3年2月26日付け事務連絡1.(1)②のとおり取り扱うこと。

## 2. 3都府県における施設の使用制限等

### (1) 法に基づく営業時間の短縮等の要請を行う施設

以下に掲げるものについては、基本的対処方針三(3)7)に基づき、知事が定める期間及び区域において、以下のとおり取り扱うこと。

なお、地域の感染状況等に応じて、知事の判断により、知事が定める区域以外の地域において、飲食店等に対する営業時間の短縮の要請を行うこと。また、関係機関とも連携し、営業時間の短縮等や業種別ガイドラインの遵守を徹底するための対策・体制の強化を行い、原則として措置区域内の全ての飲食店等に対して実地において、働きかけを行うこと。

#### ① 飲食店(第14号)

原則として、20時までの営業時間の短縮(酒類の提供は11時から19時まで)を要請すること。

地域の感染状況等に応じて、知事の判断により、「入場をする者の整理等」「入場をする者に対するマスクの着用の周知」「感染防止措置を実施しない者の入場の禁止」「会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置(飛沫を遮ることができる板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等)」等、法施行令第5条の5に規定される各措置について飲食店に対して要請すること。

業種別ガイドライン(特に基本4項目。アクリル板等(パーティション)の設置又は座席の間隔の確保、手指消毒の徹底、食事中以外のマスク着用の推奨、換気の徹底)を遵守するよう要請を行うものとする。その際、ガイドラインを遵守していない飲食店等については、個別に要請を行うことを検討すること。

#### ② 遊興施設(第11号)のうち、食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている飲食店(次の(2)に示す施設を除く。)

前記①と同様の要請を行うこと。なお、ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設に該当する場合は、営業時間短縮要請の対象にしないこと。

#### ③ その他留意すべき要請事項

いわゆる昼カラオケ等でクラスターが多発している状況に鑑み、飲食を主として業としている店舗において、カラオケを行う設備を提供している場合、当該設備の利用自粛を要請すること。

なお、本事務連絡では、いわゆる昼カラオケ等でのクラスター事例が多発していることから、例えば、昼営業のスナック、カラオケ喫茶等における設備の利用自粛等を想定しており、カラオケボックス等への要請を想定するものではないことに留意されたい。

(2) ①と同様に営業時間の短縮等の働きかけを行う施設

基本的対処方針三(3)7)のとおり、不要不急の外出自粛を徹底すること及び施設に人が集まり、飲食につながることを防止する必要があること等を踏まえ、飲食店等以外の施行令第11条第1項に規定する施設(特に大規模な集客施設)について、以下のとおり取り扱うこと。

① 催物の開催制限に係る集客施設

運動施設、遊技場、劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場、公会堂、展示場、博物館、美術館、図書館、ホテル又は旅館(集会の用に供するものに限る。)への使用制限の働きかけの目安は、以下の通りとする。なお、本事務連絡1.(2)②を準用すること。

ア) 人数上限の目安

本事務連絡1.(1)に準じること。

イ) 収容率の目安

本事務連絡1.(1)に準じること。

ウ) 営業時間その他の働きかけ

3都府県においては、基本的対処方針三(3)7)のとおり、「不要不急の外出自粛を徹底すること及び施設に人が集まり、飲食につながることを防止する必要があること等」から、飲食店以外の施設(特に大規模な集客施設)についても、「営業時間や入場整理等について同様の働きかけを行うこと」とされていることを踏まえ、各知事が適切に判断すること。

エ) 重点措置区域の都府県になった場合の取扱い

実証調査中において、当該都府県が特定都道府県又は重点措置区域である都道府県となった場合には実証を終了し、前記1.(1)に基づく新しい目安を準用すること。(ただし、前記1.(1)を超えるチケットを販売している場合は、チケットの新規販売を停止した上で、実証内容は継続すること。)

② 前記①に該当しない集客施設

3都府県においては、遊興施設のうち前記(1)②に該当しない施設、物品販売業を営む店舗、サービス業を営む店舗への使用制限について、基本的対処方針三(3)7)のとおり、「不要不急の外出自粛を徹底すること及び施設に人が集まり、飲食につながることを防止する必要があること等」から、飲食店以外の施設(特に大規模な集客施設)についても、「営業時間や入場整理等について同様の働きかけ

を行うこと」とされていることを踏まえ、各知事が適切に判断すること。

### 3. 3都府県における外出の自粛等

3都府県は営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしないよう、住民に対して要請等を行うこと。併せて、日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛や混雑している場所や時間を避けて行動することや、感染対策が徹底されていない飲食店の利用を自粛すること等について、住民に対して協力の要請を行うことを検討すること。

### 4. 催物等に係る感染防止策の徹底の要請・働きかけについて

各都道府県においては、感染状況に応じて、施設類型などにかかわらず、引き続き、業種別ガイドラインの遵守を要請するとともに、多数の者が集客行為等により密集する場合には催物の開催制限に基づく感染防止策等を遵守することが適切と考えられることに留意し、当該施設管理者又はイベント主催者等に対し、感染防止策その他の適切な指導・助言等を行うこと。

例えば、大規模集客施設・商業施設等において、オープニングセレモニーその他の集客活動が行われる場合には、都道府県は、感染状況に応じて、催物の開催制限に係る人数制限、感染防止策の徹底、入場整理等の遵守を適切に要請・指導等することが望ましいこと。

# 感染状況に応じたイベント開催制限等について

	収容率※4	人数上限※4	営業時間 短縮
<p><b>緊急事態宣言 対象地域</b></p>	50%	5,000人	20時まで
<p><b>まん延防止等 重点措置</b></p>	<p>大声なし※1 100%以内</p> <p>大声あり※2 50%以内</p>	<p>(まん延防止等重点措置の都道府県)</p> <p>5,000人</p> <p>5,000人 又は 収容定員50%以内(≦10,000人) のいずれか大きい方</p> <p>注：大規模施設の実証調査を実施。実証開始前10,000人 →実証時20,000人に緩和。ただし、まん延防止等重点 措置の適用中は対象外とする。</p>	<p>都道府県の 判断</p>
<p><b>その他都道府県</b></p>	<p>注：エビデンスに基づく収容率 緩和を検討</p>	<p>5,000人 又は 収容定員50%以内 のいずれか大きい方※3</p> <p>注：エビデンスに基づく人数上限緩和を検討</p>	なし

※1 大声での歓声、声援等がないことを前提とする場合。

※2 大声での歓声、声援等が想定される場合等。異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る。）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

※3 施設の使用制限は、収容率要件など、必要な感染防止策を働きかける（人数上限なし）。

※4 収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）。

# イベント開催時の必要な感染防止策①

【別紙2】

## (1) 徹底した感染防止等 (収容率50%を超える催物を開催するための前提)

① マスク常時着用  
の担保  
・マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、マスクの常時着用を求め  
る  
\* マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売を行い、マスク100%を担保

② 大声を出さないこと  
の担保  
・大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの  
\* 隣席の者との日常会話程度は可 (マスクの着用が前提)  
\* 演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保 (最低2m)

## (2) 基本的な感染防止等

③ ①～②の奨励  
・①～②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行 (ガイドラインで定める)  
\* マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行うこと  
\* 大声を出す者がいた場合等、個別に注意等を行うこと (例: スポーツイベント等ではラッパ等の鳴り物を禁止すること等)

④ 手洗  
・こまめな手洗の奨励

⑤ 消毒  
・主催者側による施設内 (出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等) のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒

⑥ 換気  
・法令等を遵守した空調設備の設置、こまめな換気

⑦ 密集の回避  
・入退場時の密集回避 (時間差入退場等)、待合場所等の密集回避  
\* 必要に応じ、人員の配置、導線の確保等の体制を構築するとともに、入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、収容人数を制限

⑧ 身体的距離の確保  
・大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離の確保。具体的には、同一の観客グループ間 (5名以内に限定) では座席を空けず、グループ間は1席 (立席の場合は1m) 空ける。  
・演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保  
・混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔 (最低限人と人とが触れ合わない程度の間隔)

## イベント開催時の必要な感染防止策②

### (2) 基本的な感染防止等 (続き)

#### ⑨ 飲食の制限

- ・ 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限
- ・ 休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底
- ・ 過度な飲酒の自粛
- ・ 食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、収容率が50%を超える場合、飲食可能エリア以外(例：観客席等)は原則自粛。  
(発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定要件を満たす場合に限り、食事可。)

#### ⑩ 参加者の制限

- ・ 入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置
- \* ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、当該規定を十分周知している場合は払い戻し不要。

#### ⑪ 参加者の把握

- ・ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握
- ・ 接触確認アプリ (COCOA) や各地域の通知サービスへの奨励
- \* アプリのQRコードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置の導入

#### ⑫ 演者の行動管理

- ・ 有症状者は出演・練習を控える
- ・ 演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる
- ・ 合唱等、声を発出する演者間での感染リスクへの対処

#### ⑬ 催物前後の行動管理

- ・ イベント前後の感染防止の注意喚起
- \* 可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進

#### ⑭ ガイドライン遵守の旨の公表

- ・ 主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、HP等で公表

### (3) イベント開催の共通の前提

#### ⑮ 入退場やエリア内の行動管理

- ・ 広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討
- \* 来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可。具体的には、①身体的距離の確保、②密集の回避、③飲食制限、④大声禁止、⑤催物前後の行動管理、⑥連絡先の把握等を担保することが求められる。

#### ⑯ 地域の感染状況に応じた対応

- ・ 大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて都道府県と相談
- ・ 地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応

※上記のうち、基本的な感染防止等が徹底されていない場合、従来の目安(人数上限5,000人又は収容率要件50%のいずれか小さいほう)を原則として、各都道府県が個別のイベント開催について適切に判断すること。

まん延防止等重点措置区域内の飲食店等の皆様へ

# 営業時間短縮等にご協力をお願いします！

東京都では、まん延防止等重点措置における対応として飲食店等の皆様に営業時間の短縮を要請しています。

- ・ 5時から20時までの営業時間短縮
- ・ 酒類の提供は11時から19時まで

[期間] 令和3年4月12日（月）から5月11日（火）まで

## 感染拡大防止の取組について

- ・ 特措法施行令第5条の5に規定される各措置  
⇒詳細については裏面をご確認下さい。
- ・ 業界ガイドライン等の遵守
- ・ 感染防止徹底宣言ステッカーの掲示
- ・ コロナ対策リーダーの設置
- ・ カラオケ設備の利用自粛



詳細はこちら

(飲食を主として業とする店舗で、カラオケ設備を提供している場合)

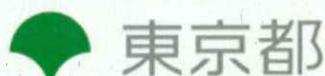
皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

### 【問合せ先】

「東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター」

電話番号：03-5388-0567

開設時間：9時から19時まで（土日祝日を含む毎日）



## 特措法施行令第5条の5に規定される各措置

- ・ 従業員に対する検査の勧奨
- ・ 入場をする者の整理等
- ・ 発熱等の症状のある者の入場の禁止
- ・ 手指の消毒設備の設置
- ・ 事業を行う場所の消毒
- ・ 入場をする者に対するマスクの着用の周知
- ・ 感染防止措置を実施しない者の入場の禁止
- ・ 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置  
(施設の換気、アクリル板設置又は利用者の適切な 距離の確保等)